

# 大阪府行政書士会泉州支部規約

## (名称)

- 第 1 条 当支部（以下「支部」という）は、大阪府行政書士会（以下「本会」という）泉州支部と称する。

## (組織)

- 第 2 条 支部は、本会の会員であつて、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町の区域内に事務所を有する行政書士（以下「個人会員」という）及び行政書士法人（以下「法人会員」という）（以下全めて「支部会員」という）を以て組織する。

## (目的)

- 第 3 条 支部は、支部会員相互間の連絡を緊密にし、業務の進歩改善をはかり適正なる業務を行うことを目的とする。

## (業務)

- 第 4 条 支部は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。
- (1) 支部会員相互の親睦に関する事項
  - (2) 講演会及び研修会等の開催に関する事項
  - (3) 本会及び他の支部間の連絡調整に関する事項
  - (4) その他これに関する事項

## (事務局の所在地)

- 第 5 条 1. 支部の事務局を、支部長の事務所に置く。  
2. 支部の会計事務所を、会計担当役員の事務所に置く。

## (役員)

- 第 6 条 支部に、次の役員を置く。
- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 支部長  | 1 名   |
| (2) 副支部長 | 5 名以内 |
| (3) 会計   | 1 名   |
| (4) 会計監事 | 1 名   |
| (5) 幹事   | 若干名   |

## (役員職務)

- 第 7 条 1. 支部長は、支部を代表し支部会務を統括する。  
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は欠員となったときは、支部長が指定した順序によりその職務を代理又は代行する。  
3. 会計は、支部の会計事務を行う。  
4. 会計監事は、支部の財産並びに会計に関する監査を行う。  
5. 会計監事は、他の役員を兼ねることはできない。  
6. 幹事は、支部長の定めるところに従い、支部の事務を分掌する。

## (役員選任)

- 第 8 条 1. 支部長及び支部選任理事は支部総会において、個人会員の中から選任する。  
2. その他の役員は支部長で推薦し、役員会で承認する。

(役員任期)

- 第 9 条 役員任期は、就任後2年とする。但し再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は他の役員残存期間と同一とする。
  3. 役員任期の満了又は辞任により退任した場合において、当該役員定数を欠くに至ったときは、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(相談役及び顧問)

- 第 10 条 役員のほか、相談役及び顧問を置くことができる。
2. 相談役及び顧問は、役員会にはかつて支部長が委嘱する。
  3. 相談役及び顧問である期間は、その委嘱した支部長の任期と同一とする。

(役員会)

- 第 11 条 役員会は、会務執行上必要あるとき支部長が招集する。
2. 役員会の議事は、その概要を担当役員が記録し署名捺印するものとする。

(総会)

- 第 12 条 総会は、定時総会と臨時総会とし個人会員をもって構成する。
2. 定時総会は、会計年度終了後40日以内に支部長が招集する。
  3. 臨時総会は、必要がある場合に支部長が招集する。
  4. 総会を招集するには、会日の7日前までに、その日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面により、個人会員に通知しなければならない。但し、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

(総会の特別招集)

- 第 13 条 支部長は、個人会員の三分の一以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して支部総会の請求があったときは、一ヶ月以内に支部総会を招集しなければならない。
2. 前項の請求があった日の翌日から3週間以内に支部長が支部総会の通知を発しないときは、前項の請求者が支部総会を招集することができる。

(会議の運営)

- 第 14 条 総会は、個人会員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
2. 支部総会の議長は総会で選任する。

(議会の決議事項)

- 第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか次の事項を議決する。
1. 予算及び決算に関すること。
  2. 事業報告及び事業計画に関すること。
  3. 支部規約の改正に関すること。
  4. 役員選任及び解任に関すること。
  5. 前各項のほか、役員会が特に必要と認める事項

(議決の要件)

- 第 16 条 総会の議決は、出席した個人会員の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。



(議事録)

- 第 17 条 総会の議事については、その概要について議事録を作成しなければならない。
2. 議事録は、支部長が指名した記録係が議事の経過概要及び結果を記録し議長及び出席した個人会員2名がこれに署名捺印しなければならない。

(会計年度)

- 第 18 条 支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

- 第 19 条 支部の経費は次に掲げるものを以て支弁する。
1. 支部会費
  2. 支部交付金
  3. 必要に応じ支部会員からの納付金
  4. 寄付金
  5. その他の収入

(決算)

- 第 20 条 支部長は、会計年度終了後、決算報告書を作成し、会計監事の監査を経て定時総会の承認を受けなければならない。
2. 前項の場合、会計監事は監査の結果を総会に報告しなければならない。

(財産の管理)

- 第 21 条 支部の財産は、支部長が管理する。

(費用弁償)

- 第 22 条 支部役員の職務執行については、別に定める規定により報酬又は費用弁償を支給する。

(規約の改正)

- 第 23 条 支部規約の改正は総会において、出席した個人会員の三分の二以上の賛成を以て議決することを必要とする。

(会費長期未納会員の対応)

- 第 24 条 支部会費長期未納(2年以上)会員については次の対応処置をとる。
1. 支部主催の各行事等の参加が原則できないものとする。
  2. 慶弔規定については、原則として実施しない。
  3. その他支部長が必要と認める事項で、役員会で承認された事項。

附則

平成	元年	4月	1日から実施する。
平成	5年	4月	1日から実施する。
平成	7年	4月	1日から実施する。
平成	12年	4月	22日から実施する。
平成	16年	8月	1日から実施する。
平成	22年	4月	24日から実施する。
平成	25年	4月	28日から実施する。